

会議等名称	開催日時	令和4年(2022年)2月18日(金)
令和3年度 第3回箕面市保健医療福祉総合審議会		14時から16時まで
	開催場所	箕面市立医療保健センター分室 (豊能広域こども急病センター) 3階大会議室
出席者	出席委員:【会場】西野委員、太田委員、石田委員、 【オンライン】明石会長、中委員、石井委員、徳岡委員、村松委員、安達委員、 安東委員、岡委員 以上11名	
	欠席委員:内藤委員、松端委員、斉藤委員、林委員、奥田委員、高林委員 以上6名	
事務局	【健康福祉部】北村部長、村田副部長 (健康福祉政策室) 村中室長、尾崎 (生活援護室) 大越室長 (障害福祉室) 溝越室長、永井担当室長 (高齢福祉室) 長谷川室長、池本参事、辻参事 (地域保健室) 中出室長、橋本担当室長、中島参事 (地域包括ケア室) 中村室長、七樂参事、毛利参事、中野参事 (広域福祉課) 中島課長、三浦担当室長、袴田参事、中川 (保健スポーツ室) 遠近室長 【市民部】(介護・医療・年金室) 川口室長 以上23名	
傍聴者	2名	
<資料>		
<b>【案件1】箕面市地域福祉計画について(健康福祉政策室)</b>		
資料1-1 第2期箕面市地域福祉計画(素案)に対するパブリックコメント手続実施結果(案)		
資料1-2 修正箇所一覧		
資料1-3 地域保健及び地域福祉の施策について(答申)(案)		
<b>【案件2】箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について (高齢福祉室、地域包括ケア室、介護・医療・年金室、広域福祉課)</b>		
資料2-1 令和4年度顔の見える総合相談・支援事業の実施方法について		
資料2-2 令和4年度介護予防事業・認知症予防事業について		
資料2-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について		
資料2-4 介護保険施設整備状況について		
資料2-5 第8期保険料にかかる推計分析について(概要)		
資料2-6 第7期計画実績報告(地域比較)		
資料2-7 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の概要について		
資料2-8 令和3年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の結果 報告について		
<b>【案件3】箕面市自殺対策推進計画について(地域保健室)</b>		
資料3-1 第1期箕面市自殺対策推進計画【令和3年改訂版】(素案)に対するパブリックコメン ト手続実施結果報告		
資料3-2 修正箇所一覧		
<b>【案件4】その他</b>		

<会議録>

**【はじめに】**

- ◇ 会長あいさつ
- ◇ 出席状況確認(過半数の委員が出席のため会議成立)
- ◇ 配布資料確認

**【案件1】箕面市地域福祉計画について(健康福祉政策室)**

●事務局からの説明

(健康福祉政策室 資料1-1～資料1-3について説明)

●意見等

(太田委員)

回答を見せて頂きましたが、全面的にやり直す必要があるのではないかと考えております。理由は2つあります。1つ目は全体を通して頂いた意見に素直に回答していないという点です。

2つ目は計画が地域福祉計画だけだというような誤解を与えるのではないかとという点です。特に市民参加とか実施主体について地域福祉計画だけが取り上げられているので、そのあたりに少し危惧を持ちます。全面的に修正した方がいいのではないかと考えています。

回答の種別としては3つに限定されるのではないかと考えております。1つ目は「ご指摘の通り」と回答すること。2つ目は「ご指摘の件についてはここに記載してありますよ」と回答すること。3つ目は「その意見は書けませんよ」という回答で、大きく分けてこの3つの種別だと思います。例を挙げると、ICTの基盤整備が必要というご意見については、基盤整備が必要だから素案の中に入れてくださいと希望しておられると思います。ところが、この回答ではそのことには全く触れていません。回答例としては、最初に言いました「ご指摘の通り」ということであれば、「基盤整備を進めるという文言を加えます」とか「このところの表現を変えます」とかそういう回答になるだろうし、2つ目に言いました「ご指摘の件についてはここに記載してありますよ」と回答するのであれば、「同趣旨の内容はここに書いてます。ただし詳細については、費用対効果や具体的活用方法について確立されておらず本計画の記載については審議会では時期尚早と考えている」という回答が必要なのではと思います。

(石田委員)

私も同じような意見があります。今の太田委員の意見と重なるのですが、パブリックコメントというのを事務局はどんなふうを受け止めておられるのか、そもそもパブリックコメントの意義をご説明頂けたらと思います。私を含めた委員がパブリックコメントをしたわけですから私達が答えているということを事務局が意識して審議会としての回答を作成すべきです。例えば「市へ伝えます」と回答した後のことについて、私はどういうふうを受け止めたらいいいのかが分かりません。伝えてそれで終わりなのかと感じてしまいます。

(事務局)

パブリックコメントに関しては市に指針があり指針に基づいて運用しています。頂いたご意見については、審議会として実現できないことだが、確かに必要だという内容であれば「市へ伝えます」と記載しております。

(太田委員)

パブリックコメントで意見を出したかたはその意見を素案の中に入れて欲しいと思っているが、

その意見に対してどう対応するかは回答しないのは、あまりにも審議会として無責任だし、意見を頂いた方に失礼だと思います。

(事務局)

委員の言うとおり、回答は審議会での考え方ということになりますので、「市からは連携していくと聞いています」というような語尾に修正する必要があると思います。改めて修正していきたいと思います。

(明石会長)

社会福祉法において地域福祉を進めていくとき際には住民の意見を反映しなさいと書かれているので、審議会の中でも様々な地域の団体の方が入って頂いたり公募委員が入って頂いたりしているのはそのため、パブリックコメントについては、住民の意見を反映させる1つの仕組みだと思います。

(太田委員)

私は、回答全体を見直す必要があると言ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(事務局)

太田委員から全体的に見直すというお話がありましたので、回答内容については審議会として回答するものですので、再度調整させて頂きたいと考えます。

(太田委員)

要は私が提案しているような答え方に修正しますということですね。

(事務局)

回答内容につきましても、頂いたご意見を参考にどういった答え方が適切なのか再度考えさせて頂きたいと思います。

(石田委員)

私たち審議会の委員がしっかり見解を持たないといけないと思います。意見のなかに「2031年までの計画にメディアとしてのIT利用が盛り込まれていない点、そのことにだれも疑問を感じない点が不思議で仕方ありません」とありましたが、この部分を読んだときに私は恥ずかしいと思いました。こんなふうに積極的に地域福祉活動に情報通信ネットワークを活用したらどうかということを意見して頂いている訳ですから、この意見に対してきっちり答えていかないといけません。私達の欠けていたところ、見落としていたところを指摘してくださっている訳ですから、委員としてこのことはきっちり受けとめたいと思っています。

(太田委員)

回答内容のなかに、「基本的な方向性や行政施策についての計画であるため実施主体を示していません」とありますが、これは答えになっていません。実施主体を書いていないことを正当化するのであれば、「これは基本的な方向性を示すもので実施主体は各事業によって違いがあるため示していません」というような答えになると思います。

(事務局)

第2期地域福祉計画の素案のなかで実施主体を書かなかった理由としては、パブリックコメントに記載しているとおり、本計画は、基本的な方向性、行政施策を示す計画であると考えているからです。社会福祉法の改正により地域福祉計画の位置づけが変わり、様々な福祉に関する計画の上位計画となりました。記載内容については配慮が足りなかった部分があったと思いますので修正していきたいと思います。

(石田委員)

頂いた意見のなかには、完全に私達の考えから抜けていたものもあります。行政だけが悪いと言いませんが、「市へ伝えます」という返答ではなくこちらの見落としとしていた点を指摘して下さったのだから、きっちりした回答をしないといけないと思います。

(事務局)

確かに新型コロナの影響というのはICTの活用を進めることになっていると思います。ご意見の中にありました基盤整備については、あくまで審議会の考え方ということですので、審議会として基盤整備を進めますと言い切ることも難しいと思いますので、表現としては「市へ伝えます」という表現しています。しかし、基盤整備の考え方については確かに必要かと考えますので、基盤整備に重点を置いた回答内容に修正するように検討したいと思います。

(石田委員)

先程事務局が、審議会では実現できないと発言されました。審議会の存在意義は何なのかが分からないです。審議会というのは様々な市の施策等について、委員としてしっかり意見を言う必要があって、その意見を審議会としてまとめて、各施策に反映させないといけないはずですよ。

(太田委員)

事務局の認識に間違いがあると思います。私たち委員は今、市の計画を作ることを任されているのです。行政ができないから書けませんではだめなんです。できなくても対応策を書いてそれを目標に行政は頑張らないといけない。行政だけで無理であれば、各種機関や団体と協力して整備に努めますと、書き方はいくらでもあるんです。要はそういう観点をもってもらわないと困る。

(明石会長)

委員の意見を聞いて大きく変更する必要があるという認識は事務局も持ったかと思いますが、もう一度見直し、みなさんのご意見を参考に事務局に練り直して頂こうと思います。事務局それでよろしいでしょうか。

(事務局)

今後、回答の修正案を事務局で作成し、各委員に確認依頼をさせていただきます。その際、委員の皆さまから頂いた意見をもとに、最終的に明石会長と調整しパブリックコメントで頂いたご意見に対する回答を公開したいと考えます。

(明石会長)

事務局から提案がありましたとおりに進めてよろしいでしょうか。  
ご異議がないということでそのように進めさせていただきます。  
それでは案件2に入りたいと思います。

## 【案件2】箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

### ●事務局からの説明

(地域包括ケア室、高齢福祉室 資料2-1～資料2-3について説明)

### ●意見等

(石田委員)

資料2-1ですが、顔の見える総合相談・支援事業とは一体何なのか。なぜこのような名称になったのですか。また資料2-3で、フレイル予防について行政も苦勞していると思いますが、フレイルの実態をどこまで行政が把握しているのか教えてください。

(事務局)

顔の見える総合相談・支援事業の名称については、平成 29 年頃から健康福祉部と社会福祉協議会で包括的な支援体制づくりの協議を進めていたなかで決まったと伺っています。「顔の見える」というのは、「顔の見える関係をつくっていかないといけない」ということがきっかけで、まず民生委員と行政の間で顔の見える関係をつくりたいというような意見があったと伺っています。行政と民生委員がつながるといことは、民生委員とつながっている地域住民と行政が間接的につながることができるので、より多くの地域住民とつながりたいという思いを込めて「顔の見える」という名称にしたと聞いております。ただ、顔の見える総合相談・支援事業というものが何なのか分かりにくいと、市民の方からもご意見がありました。元々、ささえあいステーションという名称も「相談所」とか「福祉テラス」といった名称にするという議論がありましたが、やはりどんな人に来てもらいたいのか、何をやっているのかがわかりやすい名称が良いのではないかと、社会福祉協議会と行政にて協議し決めたという経緯がございます。総合相談というのはあくまで地域づくりのためのひとつの方法で、地域のささえあい・助け合いを推進する場であることを強調するというので、福祉テラスという名称からささえあいステーションという名称に変更しましたので、名称については変更することなく続けていきたいと思っております。

(石田委員)

意見ではなく要望ですが、市民の方に「顔の見える」というのは言葉遊びというふうになると言われたことがあります。「顔の見える」と表現するのであれば、この定義をきっちり明記して頂きたいと思えます。

(事務局)

あわせて、ご質問頂いたフレイルの実態についてですが、箕面市では令和 3 年度に高齢者基本健康調査を実施しました。平成 30 年度にも実施しましたが、対象は前期高齢者のうち要介護認定を受けていないかた 3,000 人を無作為抽出し、身体状態や外出状態について伺うものです。前回は週 3 回以上外出されていて体も虚弱に該当しない方、お元気な方が 71%おられました。今回の調査ではそれが 58%、つまり 13 ポイント減っております。この数字からは、元気だが外出が減ったとか、元気でないし外出も減ったといったかたが増えているということが分かっています。まだ調査結果の分析中ですので、調査結果を活用しながら介護予防事業を進めていきたいと考えております。

(安東委員)

全校区でささえあいステーションが拡大中ということですが、南小校区だけ北部・西南地域包括支援センター内に設置することになっていて、コミュニティーセンターではないということはなぜなのかということが 1 点お聞きしたいです。実施主体は社会福祉協議会なんだろうと把握をしていますが、そのあたりを教えてくださいたいと思えます。宜しく願いいたします。

(事務局)

南小校区については令和 4 年度から新たに北部・西南地域包括支援センター内に設置するように検討しております。こちらの地域包括支援センターですが、以前国の補助金を活用し、包(つつむ)カフェを併設しておりました。包カフェでは、ラジオ体操など市民のかたが集まる場所を提供したり、コミュニティーセンターのような活動もされていまして、今回南小につきましては、包カフェがあった場所と同じ北部・西南地域包括支援センター内への設置を候補にしております。

(安東委員)

どうしても地域包括支援センターというと高齢者のかたの相談窓口というイメージを受けてしまって総合相談の方になかなかつながりにくいのではないかと思います。実際私もこの地域に住んでいますが、包カフェはあまり機能していない印象があります。コミュニティーセンターの方に設置した方が総合相談の拠点として機能的ではないかと感じますがいかがでしょうか。

(事務局)

包カフェでは哲学カフェといったイベント等もされております。今はコロナ禍のため活動自体は縮小されておりますが、令和4年度の開始時点では地域包括支援センター内に設置したいと思っております。しかしながら、今後は各小学校区に1カ所と限定するのではなく、同じ小学校区内に複数のささえあいステーションを設置するというようなことも、住民のかたの意向も聞きながら変更していきたいと考えております。

(安東委員)

この事業を始められてから実際に拠点となる場所にどれくらいの相談件数があったのかなど統計はとられているのでしょうか。

(事務局)

この審議会でも介護サービス評価専門員会議でも件数等報告をしております。

(徳岡委員)

まず資料2-3ですが、オーラルフレイルについても紹介して欲しいです。口の中というのは自分で努力すればするほど口の中を健康に保てます。自分でやるのがものすごく大事で、そういうことを市民に知ってもらうのは非常に大事なことです。もっと力を入れてやってほしいです。

(事務局)

オーラルフレイルにつきましては当然やっておりますので、逆に書かなかったのはごく当たり前に思っていたので書いていなかったのも申し訳ありません。行政では歯科衛生士が非常に熱心に取り組んでおり、資料2-2にありますようにオーラルフレイルは介護予防、認知症予防の場でも必ず要素として入れていますのでご指摘いただいたことを踏まえて引き続き取り組んでいきたいと思っておりますし、周知啓発の際にはその旨を伝えていきたいと思っております。

(明石会長)

続いて、資料資料2-4以降について事務局より説明を宜しくお願いいたします。

#### ●事務局からの説明

(広域福祉室、高齢福祉室 資料2-4～資料2-8)について説明。

#### ●意見等

特になし

#### 【案件3】箕面市自殺対策推進計画について

#### ●事務局からの説明

(地域保健室 資料3-1・資料3-2)について説明)

#### ●意見等

特になし

(明石会長)

本日の審議は以上です。会議の進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第3回箕面市保健医療福祉総合審議会を閉会いたします。

以 上